

事項名	質問		回答
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業について	1	愛媛県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の目的は。	県では、昨今の物価上昇にも対応し、また気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害が発生した時においても、介護サービスを円滑に継続することができるよう、災害発生時に必要な設・備品や食材料費等に対する補助を行うものです。
	2	補助対象及び補助単価は。	1. 補助対象者は、所在地が愛媛県内にあり、申請時点において指定等を受けており、運営中の介護事業所等及び介護施設等となります。 2. 各介護事業所等で補助単価が変わりますので、各サービス継続支援事業実施要領をご確認ください。
	3	休止中の事業所は、運営中の事業所に含まれるか。	申請時点で運営している事業所は対象となります。
	4	どのような経費が対象となるか。	各サービス継続支援事業実施要領の別添に示しているとおりとなりますので、ご確認ください。 なお、交付決定後の物品等が対象となります。
	5	事業所は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内にない場合、申請できるか。	本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする事業所が存在する場合、本事業の対象となります。ただし、県外に所在する事業所については、本事業の対象外であり、申請できません。
	6	指定管理者の管理する介護事業所等や市町が設置した介護事業所等は本事業の対象となるか	本事業の対象となります。
	7	現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	2番の補助対象の条件を満たしている場合は、申請することができます。
	8	本事業は、先着順か。	先着順ではありません。
	9	振込先口座情報のカナ口座名義(法人名)について、通帳の表紙に記入されている情報を記載したらよいのか。	お見込みのとおり。通帳の表紙に記載されている情報をお間違えないようご記入ください。

	10	申請から振込までの流れは、どうなりますか。	以下の流れになります。 ①交付申請を事務局へ提出 ②申請書審査後、事務局から交付決定通知を事業所等へ送付 ③事業が完了次第、事務局へ事業所等から実績報告を提出 ④実績報告を確認後、額の確定通知を事業所等へ送付 ⑤額の確定通知後、事務局へ請求書を提出 ⑥補助金の振込
	11	購入物品等の上限はあるのか。	取得費用が50万円以上の物は、対象外としています。
	12	補助対象経費について	本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としていることから、事業所等における研修費用や外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象外となります。
	13	法人の通帳が無く、事業所の通帳等を使用する場合、委任状など提出が必要なのか。	お見込みのとおりです。基本的には法人の通帳を使用していますが、法人の通帳等無い場合は、委任状を添付してください。様式は、任意ですが、記載内容として代理人の住所・氏名、委任者の住所・氏名、委任する権限の範囲等、代理人・委任者双方の捺印が必要となりますので、提出をよろしくお願いいたします。
	14	申請の受付期間はいつまでか。	申請受付期間は、令和8年4月27日（月）～令和8年6月5日（金）としています。
	15	申請書類は何が必要か。	以下の書類をご準備ください。 ①交付申請書 ②事業所・施設別申請額一覧 ③事業実施計画書(事業所単位での提出) ④振込口座情報
	16	申請書類はどこで入手できるのか。	県ホームページで公開していますので、ホームページからダウンロードしてください。 愛媛県トップページ>キーワードで探す>「サービス継続支援事業」と打込んでいただきますと本事業のホームページに行けますので、そのページからダウンロードできます。
	17	複数の事業所を運営している場合、事業所ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	法人が運営する事業所をとりまとめて1回で申請してください。 なお、事業実施計画書については、事業所単位での記載となりますので、ご注意ください。
	18	申請・実績報告書類としての根拠資料は、どうすればよいか。	見積書やレシート等の添付は求めませんが、本事業の開始年度の翌年から起算して、5年間保存をお願いします。必要が生じた場合、提出をお願いすることがございます。
	19	事業実施計画書(個票)に記載のある需用費、役務費、備品購入費の違いは。	需用費とは、消耗品、燃料費、光熱水費等が該当します。 役務費とは、保険料や通信運搬費等が該当します。 備品購入費とは、長期に使用できる物品の購入に要する経費が該当します。

本事業に係る申請等について	20	介護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業については、別事業と捉えて、それぞれで申請可能か。	補助対象事業所の条件を満たしていれば申請可能です。2種類の事業をまとめて1つの申請書で行うことになります。事業実施計画書にそれぞれで申請をお願いします。
	21	WEB申請の際、責任者のアドレス及び担当者のアドレスは、WEB申請時に登録したメールアドレスがよいのか。	WEB申請時に登録したメールアドレスと同一のものをご記入ください。
	22	交付決定について	今回、介護事業所等に対するサービス継続支援事業については、予算額を超える申請があったことから、補助対象経費を精査の上、一律で交付決定額の調整を行っていますので、法人内で事業所に対して補助金の調整を行っていただき、各事業所の上限額は、当初の申請額の範囲内で割振りを行ってください。
	23	どのような場合に「変更申請書」の提出が必要なのか。 ※事業（例）として、以下の(24～27)とおり記載していますので、ご確認ください。	当初の申請書において、別紙2事業実施計画書に記載された用途や品目に変更が生じた場合は、変更申請書が必要となります。 なお、数量のみの変更については、変更申請書の提出は必要ありません。
	24	変更交付申請が不要の例① 1 法人3事業所運営の場合 A事業所：申請額200,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：申請額200,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：申請額150,000円（購入物品：水2ケース）	各事業所へ以下のように均等に割振り、購入する物が、当初の申請書の用途や品目であれば、変更交付申請書は不要です。 A事業所：129,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：129,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：98,000円（購入物品：水2ケース） 合計：356,000円
	25	変更交付申請が不要の例② 1 法人3事業所運営の場合 A事業所：申請額200,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：申請額200,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：申請額150,000円（購入物品：水2ケース）	各事業所へ以下のように1事業所のみ”0”とし、残りの2事業所で補助金を割振り、購入する物が、当初の申請書の用途や品目であれば、変更交付申請書は不要です。 A事業所：178,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：178,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：0円 合計：356,000円
	26	変更交付申請が不要の例③ 1 法人3事業所運営の場合 A事業所：申請額200,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：申請額200,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：申請額150,000円（購入物品：水2ケース）	各事業所へ以下のように補助金を割振り、購入する物の数量が、当初申請書の数量の増減については、変更交付申請書は不要です。 A事業所：129,000円（購入物品：水3ケース） B事業所：129,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：98,000円（購入物品：水3ケース） 合計：356,000円
	27	変更交付申請が必要な例① 1 法人3事業所運営の場合 A事業所：申請額200,000円（購入物品：水4ケース） B事業所：申請額200,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：申請額150,000円（購入物品：水2ケース）	各事業所へ以下のように補助金を割振り、購入する物が、当初申請書の用途や品目に変更が生じた場合は、変更交付申請書が必要となります。 A事業所：129,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） B事業所：129,000円（購入物品：ポータブル充電器1個） C事業所：98,000円（購入物品：エアコン1台） 合計：356,000円

	28	個票について	個票の記載方法について、例えば、1法人3事業所を運営しているが、2事業所のみ事業を行い、1事業所が事業を実施しない場合、変更交付申請書及び実績報告書の個票には「0円」を記載し、当初の申請書と同じ事業所数に合わせてください。
	29	事業完了日について	事業完了日とは、購入物品等の納品日等が考えられます。
	30	WEB申請の際、責任者のアドレス及び担当者のアドレスは、WEB申請時に登録したメールアドレスがよいのか。	WEB申請時に登録したメールアドレスと同一のものをご記入ください。
	31	介護予防サービスは、補助対象に含まれるか。	対象外です。
	32	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は、補助対象に含まれるか。	対象外です。
	33	介護保険法による医療系みなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。ただし、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、補助対象外となります。

介護事業所等 サービス継続支 援事業について	34	基準該当サービス事業所等について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	35	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。なお、認知症対応型共同生活介護等で短期入所利用を実施している場合も同様で、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助することはありません。
	36	同一事業者が同じ事業所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるのか。	補助対象となります。なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、1つの事業所として補助対象となります。
	37	訪問介護事業所における1月あたり延べ訪問回数や通所介護事業における1月あたり利用人数は、どの期間の人数で判断すればよいか。	令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの1か月平均回数（小数点以下四捨五入）でご判断ください。なお、同期間にサービス提供がない月が存在する場合には、該当月を除きます。同年10月以降に開設した事業所については、事業所開設後から6月間の平均回数でご判断ください。
	38	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックが想定されるが、消耗品費等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用していてもよいということか。	お見込みのとおり。
介護施設等に対するサービス継続支援事業	39	対象となる介護施設等とは。	以下のとおりです。 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護（空所利用型は除く） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム
	40	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」とはどのような経費を想定しているか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を委託している施設の委託費などが考えられます。セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している費用も対象となります。
	41	食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担分を差し引く必要があるか。	利用者負担分を考慮する必要はございません。
	42	施設の定員は、いつの定員か。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員としてください。